

広島県告示第三百号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第九百七十一号で指定した海岸保全区域のうち、安芸津港海岸木谷地区海岸矢野浦地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

安芸津港海岸

二 地区海岸名

木谷地区海岸

三 地先海岸名

矢野浦地先海岸

四 区域

基点一から基点一四までの各点を順次結んだ線及び基点一四から補助点一四の一、一二の二、一二の一、一〇の一、八の一、六の一、四の一、三の一、一の二、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

五 点の位置

基準点 四等三角点「新柳浦」東広島市大字木谷字柳浦一六七二一一（北緯三四度一八分三〇秒六三三九、東経一三二度五〇分二四秒六三四八）

基点一 基準点から三二九度の方向五一四メートルの点

基点二 基点一から二〇一度の方向一四〇メートルの点

基点三 基点二から二一一度の方向七三メートルの点

基点四 基点三から三〇一度の方向二一メートルの点

基点五 基点四から二一〇度の方向七〇メートルの点

基点六 基点五から二〇三度の方向三一メートルの点

基点七 基点六から一九五度の方向二一メートルの点

基点八 基点七から一九一度の方向一九メートルの点

基点九 基点八から一八一度の方向二五メートルの点

基点一〇 基点九から一八九度の方向四七メートルの点

基点一一 基点一〇から一九三度の方向八〇メートルの点

基点一二 基点一一から一九四度の方向六七メートルの点

基点一三 基点一二から二〇三度の方向七〇メートルの点

基点一四 基点一三から一九一度の方向二二メートルの点

補助点一の一 基点一から二四五度の方向八五メートルの点

補助点一の二 基点一から二三四度の方向一〇七メートルの点

補助点三の一 基点三から三四四度の方向七三メートルの点

補助点四の一 基点四から三四三度の方向七二メートルの点
補助点六の一 基点六から三一八度の方向六一メートルの点
補助点八の一 基点八から二七九度の方向五五メートルの点
補助点一〇の一 基点一〇から二九三度の方向五八メートルの点
補助点一二の一 基点一二から二九五度の方向五九メートルの点
補助点一三の一 基点一三から二六一度の方向七〇メートルの点
補助点一四の一 基点一四から二八〇度の方向六〇メートルの点